

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」新旧対照表

(変更部分 下線部表示)

現行約款	改定後約款
<p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、<u>所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供</u>があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>提供</u>があつた場合には、同日)において設けられます。</p>	<p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、<u>これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。)</u>があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>当該廃止通知の提出又は提供</u>があつた場合には、同日)において設けられます。</p>
<p>(非課税口座開設後に<u>重複口座である</u>ことが判明した場合の取扱い)</p> <p>第12条 お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が<u>重複口座である</u>ことが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。お客さまが当社で特定口座を開設している場合は、その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたしま</p>	<p>(非課税口座開設後に<u>重複している</u>ことが判明した場合の取扱い)</p> <p>第12条 お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>又は非課税口座に設定した勘定が重複している</u>ことが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合<u>又は当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合</u>、当該非課税口座に該当しない口座<u>又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定</u>で行っていた取引については、そ</p>

## 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」新旧対照表

す。(お客さまが特定口座を開設していない場合又は特定口座を開設しているが移管する銘柄を一般口座ですすでに保有している場合は、引き続き一般口座にて保管することといたします。)

### (契約の解除)

第14条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合  
当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
- ③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥ お客さまが投資信託を解約したとき
- ⑦ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

の開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。お客さまが当社で特定口座を開設している場合は、その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。(お客さまが特定口座を開設していない場合又は特定口座を開設しているが移管する銘柄を一般口座ですすでに保有している場合は、引き続き一般口座にて保管することといたします。)

### (契約の解除)

第14条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合  
当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
- ③ 租税特別措置法第37条の14第23項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥ お客さまが投資信託を解約したとき
- ⑦ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

## 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」新旧対照表

<p>(約款の変更)</p> <p>第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに改定される</u>ことがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>附則</p> <p>本約款は、<u>2025年1月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p><u>2025年7月1日</u>現在</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定される</u>ことがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>附則</p> <p>本約款は、<u>2026年6月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p><u>2026年6月1日</u>現在</p>
--	---